

特記仕様書 ① (案)

本仕様書は、令和6年度 東横堀川外1 公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託に適用する。

1. 業務背景

大阪では、「水と光の首都大阪の実現」に向け、府・市・経済界一丸となった水都大阪の魅力向上のため、堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川からなる口の字の水の回廊を対象に、船が行き交い、多くの人が集い憩える水辺をめざした取組を進めている。また、令和3年3月には大阪府市共通で「大阪都市魅力創造戦略2025」を策定し、大阪ならではの賑わい創出をめざした施策として、水の回廊のさらなる活性化を位置づけている。

本業務の対象である東横堀川は、大阪を代表する繁華街である「ミナミ」の中心を流れる道頓堀川と金融・経済の中心である北浜を流れる土佐堀川をつなぐ河川であるとともに、大阪を代表する観光拠点である大阪城が近くにあるなど、都心部における貴重な水辺空間である。

本市では、東横堀川において護岸の耐震対策（既設護岸の前部に新たな護岸を構築し、既設護岸を切り下げる）を実施する予定としており、耐震対策によって広がる沿川建物と護岸との間を活用し、現状の閉鎖的な空間から、日常的に人々が集い行き交う水辺空間となることをめざしている。

過年度には、地域でのワークショップや民間事業者へのサウンディング等を実施し、有識者・行政で構成される「東横堀川等水辺空間のあり方検討会」での議論を踏まえ、「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」を策定している。

2. 業務目的

本業務は、「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」に基づき、東横堀川・道頓堀川のめざす水辺空間の実現に向け、公民連携による水辺空間の持続的な利活用について検討するものである。公民での対話による利活用ニーズや課題の把握、社会実験による課題検証を行い、その結果をもとに、水辺整備の設計や公民連携体制の構築に向けた条件の検討・整理を行う。

また、今後、長期にわたる水辺整備事業全体において、景観構成要素の調和を図るため、デザイン監理の基本となる考え方を整理したデザイン指針を策定するものである。

3. 業務対象範囲

東横堀川（葎屋橋～上大和橋間：中央区北浜1丁目～中央区瓦屋町3丁目10）

道頓堀川（上大和橋～日本橋間：中央区道頓堀1丁目東5～中央区島之内2丁目3）

4. 業務内容

4. 1 設計計画

業務を行うにあたり、業務の目的と内容を十分に把握し、業務手順や業務遂行に必要な事項を整理の上、業務計画書を作成する。

4. 2 現地踏査

業務の実施に先立ち、業務対象範囲の現況を把握するために、現地踏査を行う。公民での対話や社会実験の企画等において必要な現地状況を確認・把握する。なお、過年度の業務成果も踏まえ、全川における水辺へのアクセス箇所や各橋梁下の通行可否、空間規模、閉鎖状況等について整理すること。

4. 3 関係機関協議

令和5年に発足した「東横堀川水辺プラットフォーム検討会」（民間主体）と協議・調整を行いながら連携して業務を進めること。また、検討会に参加（10回を予定）するとともに、検討会に必要な資料を作成すること。

なお、監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

4. 4 公民での対話によるニーズ及び課題の把握

水辺空間の利活用における担い手や使い手となり得る事業者や沿川住民、行政等での対話により、利活用のニーズや課題を把握する。また、参加者の意見をもとに、社会実験による課題検証に向けた取りまとめを行う。

なお、本業務の契約期間中に、参加人数20名程度の対話の場を計5回程度開催することとし、監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

(1) 実施に向けた企画検討

参加者の意見抽出や整理に効果的な手法を企画・提案し、監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。

(2) 事前準備・調整

参加者の募集や会場の調整、広報資料や当日資料の作成、周辺住民や利用者、舟運関係者（航路利用者）等に対する周知等を事前に行うこと。

(3) 対話の場の運営

会場の準備・片づけと進行、資料説明、議事録の作成等を行うこと。なお、広報に必要な費用、会場の使用料（備品含む）等は本業務内に含むものとする。

(4) 結果取りまとめ

開催回ごとに議事録を作成して意見整理を行い、社会実験による課題検証に向けて取りまとめるとともに、広報活動等に使用する取組を紹介する資料を作成すること。

4. 5 社会実験による課題検証

過年度の調査結果や「4. 4 公民での対話によるニーズ及び課題の把握」により把握した水辺の利活用ニーズ等を踏まえ、水辺空間利用に係る課題について社会実験により検証する。

なお、社会実験の実施について、本業務の契約期間中に、1回あたり2週間程度の期間で計3回実施することとし、陸上を利用したプログラムを2回、水上を利用したプログラムを1回実施する。監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

また、1回あたりに想定する準備・設置物内容は以下のとおりであり、1日平均約100名程度が来場する規模（休日約200人、平日約50人）を想定しているが、変更が生じた場合は監督

職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

[想定する準備・設置物（1回あたり）]

ー陸上を利用したプログラムー

- A) 広報用チラシ：約 2,000 部
- B) 実施範囲の除草・清掃：1 回（約 30 m²程度）
- C) 防音・防塵用幕：延長約 5 m、高さ約 2 m
- D) テント（3×3 m）：約 5 基
- E) テーブル：約 10 台
- F) 照明（安全対策用）：約 10 基（100 m²程度分）、約 5 基（仮階段分）
- G) 延長コード：約 50m
- H) 会場案内サイン：5 か所程度
- I) 運営スタッフ：休日 8 人、平日 4 人程度
- J) ごみ箱等（飲食を伴う場合）

ー水面を利用したプログラムー

- K) 仮階段：1 か所（約 20 m²、高低差 3 m程度）
- L) ウェイト（仮階段固定用）：3 個（約 500kg）
- M) 水上フロート：約 20 m²
- N) 搬入用トラック：1 台（2 t）
- O) 曳航船：2 隻
- P) 水上フロート・係留船固定用アンカー・ロープ
- Q) ステップ（フロート上の高さ調節用）

(1) 実施に向けた企画検討

目的・企画内容・周知方法・安全対策等について、次の前提条件を考慮して企画・提案し、監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。

[前提条件]

- A) 実施時期について、令和 6 年 10 月、令和 7 年 4 月、10 月を目安に実施すること。
- B) 護岸改修後の水辺空間での公民連携による利活用を意識した提案を行うこと。
- C) 水面を利用したプログラムを実施すること。
- D) 2025 年日本国際博覧会の関連イベントを含め、周辺地域にて開催されるイベントとの連携を図ること。

(2) 事前準備・調整

実施に向けた各種管理者等への協議・申請・届出や広報、仮設等の準備・調整、沿川住民や利用者、舟運関係者（航路利用者）等に対する周知等を事前に行うこと。また、これらに必要な資料を作成すること。

なお、社会実験実施に必要な動力・電源・資機材等の準備は、受注者にて行うこと。

(3) 運営

実施に必要な現場設営を行うとともに、実施期間中の運営・維持管理、終了後の撤収作業を行うこと。また、実施期間中の安全管理を徹底するとともに、周辺交通や歩行者誘導を考慮し、必要に応じた対策（注意喚起看板や仮設照明の設置、警備員・交通誘導員の配置等）

を行うこと。加えて、終了後の撤収作業においては周辺環境に配慮し、清掃等を行うこと。

(4) 結果取りまとめ

課題の検証結果を取りまとめるとともに、広報活動等に使用する取組を紹介する資料（映像等）を作成すること。

4. 6 公民連携による今後の水辺空間利用と整備に向けた検討・取りまとめ

公民連携による今後の取組について、公民での対話や社会実験の検証結果を踏まえ、水辺空間での利活用を持続可能なものとするため、下記の2点に着目して課題と取組方針について検討し、取りまとめるとともに、必要となる資料を作成すること。

- 1) 今後の水辺利活用を促進するために必要な水辺整備内容と設計への反映事項の整理
- 2) 公民連携による利活用体制や利活用ルール等の構築に向けた課題と取組項目の整理

4. 7 デザイン指針の作成

基本方針に基づき、長期にわたる事業全体を通じて、河川・公園・道路の分野横断で東横堀川の空間デザインを監理できる仕組みとして、有識者と行政から成る（仮称）デザイン会議を設けて景観の調和の考え方を整理した「デザイン指針」を策定する。

(1) 企画検討

デザイン指針の策定および（仮称）デザイン会議（以下、有識者会議）について、次の前提条件を考慮したうえで企画・提案し、監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。

なお、有識者会議の開催に必要な費用（有識者の報償費、会場費等）は本業務内に含むものとする。

[前提条件]

- A) 意見徴収する有識者は2人を基本とする。
- B) 有識者会議の開催回数は3回を基本とする。
- C) 有識者会議の出席者は有識者（2人）及び本市職員（10人程度）及び受注者とする。
- D) 会議開催場所は、東横堀川周辺の会議室とする。
- E) デザイン指針は令和6年度中に作成すること。

(2) 有識者会議の運営

作成したデザイン指針（案）について、有識者への事前相談・打合せを実施し、意見聴取に必要な説明資料を作成するとともに、開催日程・会場の調整、当日の議事録作成等、運営に係る準備・調整を行うこと。

(3) 結果取りまとめ

有識者会議にて聴取した意見を整理するとともに、その意見を反映したデザイン指針を作成すること。

5. 設計協議

- (1) 設計協議は、業務着手時及び成果品納入時のほか、中間打合せ5回とする。中間打合せについて受注者側の理由により、5回を超える可能性がある場合は本市監督職員との協議のうえ、実施できるものとする。ただし、この場合の設計変更は行わない。

また、監督職員が特に指示する場合は現場での立会を行うものとする。

- (2) 協議内容については打合せ毎に議事録を作成し、作成後は速やかに提出すること。また、Eメール等を使用した場合も必要に応じて議事録を作成する。(書式は業務打合せ書を使用すること。)

6. 監督職員

発注者は、本業務における監督職員を定め受注者に通知するものとする。ただし、監督職員の氏名については、当該監督所管から通知するものとし、受注者等には主として、補助監督職員、監督補助者(監督担当職員)が対応する。

7. 配置技術者

受注者は、「4. 業務内容」に記載の業務を適切に履行できる人員を配置しなければならない。

8. 1 管理技術者

管理技術者は、下記ア～エの資格のうちいずれか一つに該当する者とする。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限り)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限り)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有すると認定された者。
- エ. RCCM(都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、登録を受けている者。

8. 2 照査技術者

照査技術者は、下記ア～エのうちいずれか一つに該当する者とする。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」とするものに限り)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」とするものに限り)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有すると認定された者。
- エ. RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有し、登録を受けている者。

8. 3 配置技術者の実績要件

担当技術者については、担当技術者1・担当技術者2の2名以上を配置すること。

また、管理技術者は、平成25年度以降に、次に示す「規定業務1」について(共同企業体での参加の場合、共同企業体の代表者に所属する技術者として)、元請実績を有すること。

【規定業務】

1. 公民（官民）連携まちづくりに関する検討業務

8. 照査

照査技術者により照査を行う。照査技術者は照査計画書を作成し、照査に関する事項を定めなければならない。また、業務の完了に伴い、照査結果を照査報告書として取りまとめ、提出すること。

9. 報告書作成

- (1) 業務委託共通仕様書に基づき、業務成果概要書等の作成時には目次を作成し、インデックスを使用する等、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。
- (2) 報告書の取りまとめは、設計項目（現地踏査、関係機関協議、公民による取組に向けた対話、社会実験による効果・課題検証、公民連携による水辺空間の利活用に向けた取りまとめ等）に従ってまとめること。
- (3) 検討、調査等に使用した文献や参考資料等は、出典を明記すること。
- (4) 報告書全体の内容を要約し、別途ダイジェスト版として取りまとめるものとする。

10. 成果品

本業務の成果品は、委託期限内においても直ちに河川事業の遂行に使用することがあるため、監督職員の指示があった場合は随時提出するものとし、その使用权は本市が有するものとする。

成果品の内容については、次の通りとする。なお、その過程において検討した資料は、全て成果品の一部とすること。また、作成した図面等については、電子データにより提出することとし、ファイルのフォーマット等については、監督職員と協議すること。

成果品の提出物は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----|
| ① 報告書（A4 判金文字黒表紙パイプファイル式） | 2部 |
| ② 電子データ（CD-R） | 2部 |

11. その他

- (1) 受注者は、本業務で知り得た内容を他に漏洩してはならない。
- (2) 成果品の提出においては、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- (3) 本業務の事前検討を過年度に実施しているため、関連する次の資料を本市より貸与する。
 - ・平成27年度 東横堀川水辺魅力向上整備基本計画検討業務委託
 - ・東横堀川外1水辺の拠点整備その他検討業務委託
 - ・令和元年度 東横堀川水辺の魅力向上に向けた公民連携手法等調査検討業務委託
 - ・令和2年度 東横堀川水辺の魅力向上に向けた公民連携手法等調査検討業務委託
 - ・東横堀川水辺空間整備検討業務委託-2
 - ・令和3年度 東横堀川護岸更新工事に伴う詳細設計等業務委託
 - ・令和4年度 公民連携による東横堀川水辺魅力向上調査検討業務委託

- (4) 電子データについては、成果品提出時に必ずウイルスチェックを行うこと。
- (5) コンプライアンス（法令遵守）については、別紙1の通りとする。
- (6) 業務委託共通仕様書の適用等については、別紙2の通りとする。
- (7) 不適正契約事案発生防止対策については、別紙3の通りとする。
- (8) 個人情報の取扱いについては、発注者個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- (9) 本業務遂行に当たり、疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議し、その内容を確認した上で業務を遂行しなければならない。

特記仕様書 ② (案)

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、令和6年度 東横堀川外1公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務の履行について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)

特記仕様書 ③ (案)

1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「トップページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞各局等入札契約情報＞建設局＞入札・契約のお知らせ＞共通仕様書のダウンロード＞業務委託共通仕様書＞業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞」に掲載されている。
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>)

2. 歩掛適用年月

本業務の積算に用いている歩掛は、設計業務等標準積算基準書（令和5年度版：国土交通省監修）を適用している。

3. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和6年2月16日付で示された「令和6年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用している。

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035398.html>

特記仕様書 ④ (案)

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の建設局総務部総務課（連絡先：０６－６６１５－６４３６）に報告しなければならない。